

令和元年5月10日開催

# 議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和元年5月10日(金) 午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者17名

1番 山崎 清弘 2番 鈴木 明 3番 棒引 昭治 4番 前田 登  
5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 廣田 純一郎 8番 瀧本 和明  
9番 田中 壽一 11番 日下 崇 12番 鈴木 直孝 13番 上森 力  
14番 上中 悠司 15番 岡上 達 16番 川井 洋之 18番 松本 忠巳  
19番 峯園 五郎

欠席者 10番 青木 登 17番 長嶺 博司

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 里上佳史 企画員 片井恵子

会議録署名委員 11番 日下 崇 13番 上森 力

議 長 皆さん、こんにちは。いよいよ「令和」が始まりました。今年のゴールデンウィークは10連休でしたが、農業者にとっては、日々の作業があり、連続で休日とするのは、難しくございました。それから連休明けの5月7日に農業者年金基金のほうから、このたびの田辺市の加入推進活動についての取材を受けました。35名の方々に新規加入いただけたことについて、その活動方法に興味を示され、私から各農業委員さんと事務局職員の団結した熱心な活動の成果であると話をさせていただきました。平成30年度において全国で3位の新規加入者数となりました。農業者にとって良い制度でありますので、今後も加入推進活動の継続をお願いします。それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告と田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定について、及び所有権移転についての申し出がございましたので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 田上 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の329㎡、他2筆、合計2,628㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成31年4月11日です。引き続き、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3,800㎡、他1筆、合計6,147㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成31年6月1日から平成36年5月31日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3,034㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間5万円・持参払い、期間は平成31年6月1日から平成36年5月31日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,025㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のそば、期間は平成31年6月1日から平成36年5月31日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、5,498㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成31年6月1日から平成32年5月31日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、256㎡、他5筆、合計2,158㎡、

貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成31年6月1日から平成34年5月31日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、19㎡、他26筆、合計5,802.61㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のブルーベリー・枝豆・柑橘類、期間は平成31年6月1日から平成41年5月31日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,062㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成31年6月1日から平成51年5月31日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,138㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成31年6月1日から平成41年5月31日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、5,784㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成31年6月1日から平成41年5月31日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,048の内929㎡、他1筆、合計1,154㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成31年6月1日から平成36年5月31日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,379㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成31年6月1日から平成36年5月31日の新規です。合計11件、44筆、34,181.61㎡、貸し手11名、借り手6名です。ご審議をよろしく願います。

- 議 長 それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。  
(なしの声)
- 議 長 はい、それでは報告とさせていただきます。  
続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番2番異議ございません。
- 議 長 はい、3番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番異議ございません。
- 議 長 はい、4番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4番異議ございません。
- 議 長 はい、5番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番6番異議ございません。
- 議 長 はい、7番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。7番から9番異議ございません。
- 議 長 はい、10番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。10番11番異議ございません。
- 議 長 はい、以上11件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、所有権移転の申し出がございますので事務局からの説明をお願いします。
- 農振課 田上 田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による所有権移転に

ついて説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 451㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的はみかん、対価は70万円、支払方法、支払期限は持参払い、平成31年5月20日、所有権移転の時期は平成31年5月20日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、712㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は梅、対価は100万円、支払方法、支払期限は持参払い、平成31年5月20日、所有権移転の時期は平成31年5月20日です。合計2件、2筆、2, 163㎡、売り手2名、買い手2名です。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長  
〇〇番 委員  
議 長  
〇〇番 委員  
議 長  
  
委員 全員  
議 長

はい、それでは所有権移転の申出について逐条審議をお願いします。1番。〇〇番〇〇です。あっせんによるものです。1番異議ございません。  
はい、2番。  
〇〇番〇〇です。譲受人は若い農業者です。2番異議ございません。  
はい、以上2件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

異議なし。  
はい、それではそのようにさせていただきます。以上で基盤法に係る議案は終了しました。それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、10番青木登委員さん、17番長嶺博司委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、11番日下崇委員さん、13番上森力委員さんよろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第5条申請について、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第4号農地の形状変更願について、議案第5号農地等売渡あっせん申出について、議案第6号事業計画変更申請（農地法第5条）報告第1号農地等売渡あっせん成立について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

片井 企画員

1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は162㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は222㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は134㎡、他2筆、合計655㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は6, 177㎡、他15筆、合計16, 310. 86㎡の内15, 604. 86㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借11年間設定、経営移譲です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が雑種地、現況が畑、面積は2, 139㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は442㎡、他1筆、合計455㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲

受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は213㎡、他6筆、合計11,035㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は218㎡、他3筆、合計865㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は61㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は509㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は247㎡、他2筆、合計738㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、遺贈です。以上11件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願ひ申しあげます。

- 議 長 はい、ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番2番は交換です。異議ございません。
- 議 長 はい、3番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番異議ございません。
- 議 長 はい、4番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。親子の経営移譲です。4番異議ございません。
- 議 長 はい、5番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番異議ございません。
- 議 長 はい、6番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。6番は譲渡人の自宅近くの農地です。7番はあっせんによるものです。異議ございません。
- 議 長 はい、8番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。8番異議ございません。
- 議 長 はい、9番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。9番から11番異議ございません。
- 議 長 はい、以上11件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第5条申請についてですが、関連がございますので、議案第6号事業計画変更申請について、併せて、事務局の説明をお願いします。
- 里上 係長 6ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は273㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟71.58㎡、駐車場・庭園等201.42㎡、合計273

m<sup>2</sup>、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は平成31年4月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意は不要です。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は376m<sup>2</sup>、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟119m<sup>2</sup>、駐車場等257m<sup>2</sup>、合計376m<sup>2</sup>、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は都市計画用途地域内（第1種住居地域）にありますので、第3種農地です。3番と4番は隣り合う土地で、この二つの申請を合わせて、一つの宅地造成を行う計画です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は1,960m<sup>2</sup>、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は全体計画としまして、分譲住宅15棟、982m<sup>2</sup>、通路・駐車場等1,867m<sup>2</sup>、合計2,849m<sup>2</sup>、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は当初抜となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している区域に近接した農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は889m<sup>2</sup>、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、使用目的及び規模、着工日、工事期間、は3番と同様です。農用地の内外は平成31年4月9日と除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している区域に近接した農地で、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は86m<sup>2</sup>、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場86m<sup>2</sup>、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は平成31年4月9日に除外となっています。隣接同意は不要、水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。続きまして6番ですが関連がございますので、議案第6号事業計画変更申請（農地法第5条）について先にご説明いたします。13ページをご覧ください。また、お手元の図面もご覧ください。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、登記簿が田、現況が休耕田、面積は353m<sup>2</sup>です。当初計画は、譲受人が〇〇〇、〇〇〇〇、事業内容は太陽光発電施設951.24m<sup>2</sup>、（宅地〇〇〇〇番地248.24m<sup>2</sup>を含む）、パネル288枚、パワコン出力49.5kW、変更後の計画は、譲受人が〇〇〇、〇〇〇〇、事業内容は太陽光発電施設1,397.24m<sup>2</sup>、（宅地〇〇〇〇番地248.24m<sup>2</sup>を含む）、パネル288枚、パワコン出力49.5kW、理由は当初計画の内容で、平成30年7月30日付けで農地転用許可を受け、その後、工事着手に向け、詳細な検討を行ったところ、施設の維持管理のための通路等の管理用地が必要となり、隣接農地も含め、一体的に、太陽光発電施設を設置したいとの内容です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は317m<sup>2</sup>、他1筆、合計350m<sup>2</sup>です。当初計画以下は1番と同様です。それでは議案書8ページにお戻り下さい。議案第2号農地法

第5条申請の6番です。土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は446㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は全体計画、太陽光発電施設1、397.24㎡、パネル288枚、49.5kW、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は平成31年4月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上6件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。また、議案第6号事業計画変更申請2件につきましても、併せて、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、農地法第5条申請について、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。5月8日に、〇〇〇〇委員、岡内局長、里上係長、それに私の4名で、10件の現地調査を行ってきました。まず、私から5条申請について説明いたします。1番、申請場所は〇〇〇〇から南へ約600m、現況は畑です。隣接状況は東側が道路、西側が雑種地・水路・市道、南側が畑、北側が宅地・道路です。転用理由は、譲渡人は農業経営をしておらず、土地の売却を考えていたところ、居宅の建築を考えていた譲受人との話がまとまり、転用するものです。転用内容は住宅及び駐車場等とします。切土及び盛土はありません。汚水は合併処理後、雨水とともに西側の側溝へ放流です。隣接同意及び水利同意は不要です。問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇から西へ約200m、現況は畑です。隣接状況は東側が公衆用道路、西側が畑、南側が市道、北側が畑です。転用理由は、申請人は夫婦です。結婚し新居を建築したいと考えておりましたが、妻が所有する申請地が適当であると判断し、転用するものです。転用内容は住宅及び駐車場等とします。高さ0.58～0.87mの盛土を行います。汚水は合併処理後、雨水とともに西側の側溝へ放流です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。3番と4番は事務局の説明にありましたように、一つの宅地造成の計画です。申請場所は〇〇〇〇から南西へ約200m、現況は休耕田です。隣接状況は東側が宅地、西側が宅地、南側が田、北側が県道です。転用理由は、議案3番の譲渡人は高齢のため、また、議案4番の譲渡人は人手不足の理由から、営農の縮小を考えていたところ、譲受人が分譲住宅用地を探しており、申請地が適地と判断し、転用するものです。転用内容は分譲住宅15棟及び駐車場等とします。高さ0.79～0.98mの盛土を行います。汚水は合併処理後、雨水とともに新設道路側溝を経由し北側県道側溝へ放流です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。5番、申請場所は〇〇〇〇から南東へ約50m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が宅地、西側が市道、南側が県道、北側が市道です。転用理由は、賃貸人は高齢のため、営農の縮小を考えていたところ、この度、賃借人が従業員用の駐車場用地として賃借したいとの要望があり、転用するものです。転用内容は駐車場4台とします。切土及び盛土はありません。雨水は南側と西側の水路へ放流です。隣接同意は

不要です。水利同意は有ります。問題ないと思います。ここで私からの説明は終わります。〇〇〇〇委員さん、引き続き説明をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。ここからは、私が説明をいたします。6番、申請場所は〇〇〇〇から北へ約50m、現況は休耕田です。隣接状況は東側が譲渡人所有の太陽光発電施設への転用済地、西側が田、南側が譲渡人所有の太陽光発電施設への転用済地、北側が畑・宅地、転用理由は、申請地に隣接する土地は平成30年7月31日に太陽光発電施設への転用許可を得たが、詳細な検討を行ったところ、パネルの列と列との間の通路が狭く、施設維持管理に支障をきたすことが判明したため、それを補う用地として一体的に申請地を利用したく申請するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル288枚設置 49.5kw発電設備を設置します。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透です。隣接同意、水利同意もあり、事業計画変更申請も行われていることから問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。第5条申請の逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。排水について水利組合に確認しました。3番4番異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員の説明のとおりです。6番異議ございません。

議 長 はい、以上6件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第6号事業計画変更申請につきましても異議なしと、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。

里上 係長 9ページをお願いします。議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積は358㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は20年以上（年月日不詳）も前から住宅敷地及び駐車場として利用し、現在に至っております。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が山林、面積は119㎡、他3筆、合計316㎡、



申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は昭和35年より以前には、既に山林の形態を成しており、現在に至っております。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が山林、面積は79㎡、他1筆、合計310㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地区は大規模地滑り対策地域に指定され、昭和51年9月1日から退去するにあたり、崩壊予防の為に杉を植林し、現在は山林となっております。以上3件、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇から東へ約150m、現況は宅地です。隣接状況は東側が山林、西側が市道、南側が宅地、北側が宅地です。申請者は親戚関係にあります。申請地は、先代が住宅を建築し、かつ、20年以上も前から農地として使用しておらず、住宅敷地及び駐車場として利用し現在に至っています。地元農業委員さんの証明もありますので、問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇から南へ約200m、現況は山林です。隣接状況は東側・西側・南側・北側の全てが山林です。申請者は平成8年8月に、相続により申請地を取得したが、農地として耕作したこともなく、少なくとも昭和35年より以前には山林となっており、現在に至っています。近隣住民及び地元農業委員の証明もありますので、問題ないと思います。3番、申請場所は〇〇〇〇から南へ約900m、現況は山林です。隣接状況は〇〇〇〇地番については、東側が山林、西側が市道、南側が山林、北側が山林です。〇〇〇〇地番については、東側が市道、西側が山林、南側が道路・山林、北側が山林です。当該地区は、大規模地すべり対策地域に指定され、昭和51年9月から転居が始まり、年末には集落移転事業が完成し、退去するにあたり、従前の宅地及び農地等は崩壊予防と、将来のために杉苗を植栽して以来40年余りが経過し、現在、山林となっております。近隣住民及び地元農業委員の証明もありますので、問題ないと思います。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番異議ございません。

議長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。2番異議ございません。

議長

はい、3番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。3番異議ございません。

議長

はい、以上3件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議長

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地の形状変更願について、事務局からの説明をお願いします。

里上 係長

10ページをお願いします。議案第4号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は748㎡、他2筆、合計2,752㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は

- 盛土して梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より12か月以内、隣接同意、水利同意はございます。以上1件、ご審議の程よろしくお願ひします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は、〇〇〇〇から東へ約300m、現況は田です。隣接状況は東側が田、西側が田・畑、南側が市道、北側が田です。形状変更の理由は、現在は米を作っているが、盛土して梅畑に形状変更を行うものです。高さ50cmの盛土を行います。雨水は自然浸透及び南側市道側溝へ放流です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、逐条審議をお願いします。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。申請人は高齢で、稲作の場合農機具も使用しないといけないため負担があり、梅畑の場合は人の手も借りられるということで梅畑にしたいとのことです。隣接同意、水利同意もあり、1番異議ございません。
- 議 長 はい、以上1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第5号農地等売渡あつせん申出について、事務局からの説明をお願いします。
- 里上 係長 11ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,163㎡、他1筆、合計3,307㎡、作物はみかん、10アール当たりの収穫量は1,000kg、希望価格は200万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は6,080㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は50kg、希望価格は1,100万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は329㎡、他2筆、合計2,628㎡、作物はみかん、10アール当たりの収穫量は〇〇〇〇番地、及び〇〇〇〇番地の農地は0kgです。〇〇〇〇番地の農地は1,500kg、希望価格は200万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は158㎡、他1筆、合計287㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は3,500kg、希望価格は26万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は471㎡、作物は野菜、10アール当たりの収穫量は200kg、希望価格は47万1千円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上5件、ご審議の程よろしくお願ひします。
- 議 長 それでは、地元委員の状況説明をお願いします。はい1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番の所有者は高齢で耕作が困難になっております。これらの農地は古木が多く、植え替えとなるかもしれません。農地として利



ただいまの報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 無いようでございますので、報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。4月の県の農業会議に提出いたしました4条申請1件、5条申請2件につきましては無事答申されましたことをご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から報告がございますのでお願いします。

片井 企画員 農業者年金加入推進活動の状況について報告あり。

議 長 はい、ありがとうございます。他に何かございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようでございましたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきましてありがとうございます。本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

午後3時00分終了